

分野	項番	認定基準
必須項目		
—		トップが次の選択項目について、働きやすい職場づくりを推進する方針を示し、従業員にその方針を周知している。
選択項目		
ワーク・ライフ・バランス	1	時間外・休日労働に関する協定(36協定)を締結し、労働基準監督署に届出しており、時間外労働等において法律による上限は超えていない。(36協定を届出していない場合は、法定時間外労働が行われていない)
	2	特別休暇、年次有給休暇の計画的付与制度、時間単位の年次有給休暇の導入等、有給休暇の取得促進に向けた取組を行っている。
	3	テレワークなどの在宅勤務制度、短時間勤務、フレックスタイム制などの、多様な働き方ができる制度を導入している。
	4	クラウドソフトの導入、意思決定の迅速化など、業務の効率化のための取組を行っている。
女性の活躍 両立支援	5	次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」を策定している。
	6	事業者が育児・介護休業法の改正等の内容を理解し、女性だけでなく、男性従業員に対しても積極的に育児・介護休業についての周知を行っている
	7	妊娠、出産、育児、介護を理由として退職した者の再雇用制度を設けている。
	8	女性活躍推進法に基づく「一般事業主行動計画」を策定している。
	9	女性管理職が2割以上いる。
雇用の 人材育成 バリエーション イ	10	70歳までの就業機会の確保について規定している。
	11	障害者の法定雇用率を達成しており、社内環境を整えている。
	12	外国人（技能実習生を除く）を雇用し、就労環境を整えている。 (マニュアルの多言語化、雇用労務責任者の選任等)
	13	社内外研修により、自己啓発、資格取得など、従業員のスキルアップを支援している。
社内環境整備 健康経営	14	ハラスメントの相談担当者を選任し、従業員へ個別に周知している。
	15	職場のハラスメントに関して、従業員研修を実施している。又は、従業員を外部機関等の研修に参加させている。
	16	親睦行事や余暇活動支援など、過去1年以内に従業員のための福利厚生事業を行っている。
	17	定期的に健康診断を実施し、検査や受診の必要な従業員に対して医療機関への検査・受診を促している。
	18	従業員一人ひとりが心身ともに健康に暮らせるよう、健康意識を高める取組を行っている。

※選択項目のうち8項目以上を満たすとともに、各分野少なくとも1項目は該当していること